

アドバイス・レポート

平成18年12月4日

平成18年9月25日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた特別養護老人ホーム天神の杜につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

<p>評価が高かった点</p>	<p>健全な組織体制 (1) 組織の理念・運営方針 理念の周知と実践 運営方針の周知と実践 (2) 組織体制 責任者等の協働 管理者による状況把握 支援体制の充実 適正なサービス提供体制について (1) サービスの品質の確保 サービス体制に係る記録 確実な情報伝達 (2) 個別援助計画 アセスメントの実施 利用者の保護の観点 (2) 情報提供 事業所情報等の提供 地域への情報公開 サービスの質の向上の取組 (1) 苦情解決 苦情相談窓口の明示</p>
<p>理由</p>	<p>(1) 法人の理念がホームページ上に掲載され、理念に基づいた運営方針も職員への配布だけでなく、いつでも事業所内のパソコンを通じて確認できるよう工夫されていました。 スタッフのヒアリングからも、理念に基づいたケアを提供しようとする姿勢が、十分汲み取ることが出来ました。</p> <p>(2) 管理者が事業の実施状況を把握し支援できる仕組みを確立しておられました。例えば、ユニットごとのレクリエーションについては、即座に実行出来るよう、報告書の形式を簡素化され、スタッフの意欲が活かされるよう工夫されていました。利用者ごとに、入所時に受診医院等についての希望を聞き、その後の健康管理に反映されていました。特にターミナルケアのケースは、囑託医と個別のかかりつけ医の連携体制について図式化され、ご家族も含めきめ細かい情報交換が行われていました。</p> <p>(1) 入居者の状況記録を始めとして、各種の様式が整っており、詳しく記載されていました。 研修の情報がスタッフ全員にパソコンを通して十分に発信されていました。</p> <p>(2) 家族の会や、個別面談、ケースカンファレンス等において、家族との繋がりを大切にし、希望や思いに耳を傾けようとしている姿勢が確認できました。</p> <p>(2) 入居希望、施設見学での説明において、見やすく工夫された施設のパンフレットや実際のサービス供場面をパソコンにて紹介されていました。 地域の情報公開においては事業所独自のホームページ上で公開を行ったり、季刊誌“あゆみ”を年4回発行し地域に根ざした施設として広報活動に努力され、その中には介護知識を提供されていました。</p> <p>(1) やまびこシート(意見記入用紙)を各ユニットに設け、苦情相談受付をし、又、面会に来られた家族の意見も常に聞き取り、定期的に(2ヶ月に1度)委員会を開催されていました。 苦情やトラブルがあった場合には組織として誠意を持って対応されていました。</p>

<p>改善努力を要する点</p>	<p>健全な組織体制 (4) 課題の設定 業務レベルの課題</p> <p>適正なサービスの提供体制 (1) サービスの品質の確保 業務マニュアルの作成</p> <p>利用者保護の観点 (1) 利用者保護 人権の重視 プライバシーの保護</p> <p>サービスの質の向上の取組 (1) 苦情解決 苦情に基づくサービスの改善</p> <p>(2) 質の向上に係る取組 利用者満足度の把握</p>
<p>理由</p>	<p>(4) 事業計画と目標管理制度により課題設定が、されていましたがパートの職員は対象となっていました。</p> <p>(1) 個人の対応マニュアルは作成されているものの、基本となる業務マニュアル(介護方法等)の項目に不十分さがありました。</p> <p>(1) 、人権やプライバシーについての勉強会や研修会が行われていませんでした。</p> <p>(1) 、(2) 公開されていませんでした。</p>
<p>具体的なアドバイス</p>	<p>(4) 今後、パート職員も含めてスタッフ全員が何らかの形で取り組みに関われるように工夫されてはいかがでしょうか。</p> <p>「みつめまシート」など、目標管理の書式は充実していますので、それを活用してパート職員用のものを作られてはいかがでしょうか。又、課題達成の状況についての検討会に、パート職員の参加も促すことで、スタッフ全員でより質の高い取り組みが期待できると思われます。</p> <p>(1) <u>現在使用の業務マニュアル(介護方法、手順等)をスタッフ全員が質の担保を図るには、正職員・準職員問わず全てのスタッフで取り組まれてはいかがでしょうか。その内容については、スタッフ間で、再度検討委員会を設置し、さらなる質の向上を目指して、取り組まれてはいかがでしょうか。</u></p> <p>(1) 人権の尊重、プライバシーの保護については、たえず意識を持ち、研修会や勉強会を開催することが必要と思われます。その為には管理者や職員が共に計画的に研修会等を実施されてはいかがでしょうか。</p> <p>(1) 相談、苦情解決委員会を通じてスタッフで話し合い解決策を考えておられます。その内容・状況を広報誌で開示されることが(公開性に)繋がります。</p> <p>(2) 介護相談員の受入れ実績もあり、広報紙等でその結果を公開することはサービスの質の向上に繋がります。</p>
<p>その他</p>	<p>当地域において、初めてユニット施設として取り組まれ、その中で、設備や構造においても、利用者が暮らしやすく工夫され、又十分整備もされていました。ケアの面においてもユニットケア(個別ケア)にも先駆的に取り組まれており、利用する側にとって安心して生活出来る環境づくりがされていました。</p> <p>日々の生活支援においても、利用者が在宅生活を思い出すことが出来るような工夫もされており、高い評価であるといえます。</p> <p>現在、各部署、身体拘束委員会にて、分析、検討をするようになった様子を確認しました。前向きに取り組んでいることが感じられ、更なる確立(関連の事故を防ぐ予防などに活用)に期待します。</p> <p>ユニットケアの特性を活かして利用者や家族の意向を積極的に捕らえておられる姿勢がうかがわれました。</p> <p>(たとえばおやつを週に1度利用者さんが駄菓子のお店を開き100円以内の好みの品を自分で買い物をし、計算もし、選べる楽しみを作っておられ利用者さんのにこやかな笑顔と施設内に流れる穏やかな空気に心地よさを感じられました。)</p>

(様式6)

評価結果対比シート

事業所番号	2673000168
事業所名	特別養護老人ホーム 天神の杜
サービス種別 (複数記入可)	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、居宅介護支援、通所介護
評価機関名	京都府介護福祉士会

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
健全な組織体制	(1)組織の理念運用方針	理念の周知と実践	組織の理念が、利用者及びスタッフ等に周知され、法人の理事長及び事業所の管理者等(以下、「責任者等」という。)を含むスタッフ全員が、理念に沿ったサービスの提供を実践している。	A	A	
		運営方針の周知と実践	事業所の運営方針が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	A	A	
		運営規程の遵守	事業所の運営規程が、利用者及びスタッフ等に周知され、責任者等を含むスタッフ全員が、運営規程に沿った事業所の運営及びサービスの提供を実践している。	A	A	
	(2)組織体制	責任者等の協働	責任者等は、介護サービスの質の向上に熱意を持ち、事務所の運営について、スタッフと共に取り組んでいる。	A	A	
		管理者による状況把握	管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつでもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	A	A	
		透明性の確保	責任者等は、公正・適切なプロセスで意思決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	A	A	
		支援体制の充実	利用者の主治医や医療機関・介護保険施設との間で、連携体制又は支援体制が確保されている。	A	A	
	(3)労働環境	労働環境への配慮	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの労働環境に配慮している。	B	A	
		ストレス管理	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な取組みを行い、業務の効率を高めている。	B	B	
		休憩場所の確保	スタッフが充分にくつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し、必要な設備・備品を備えている。	B	A	
	(4)課題の設定	重点課題の設定	外的環境の変化や傾向を見極めた上で、事業の運営における重点課題が設定され、組織全体として課題の達成が図られている。	B	A	
		業務レベルにおける課題の設定	各業務レベルにおいて課題が設定され、スタッフ全員が課題の達成に取り組んでいる。	B	B	
	(5)人材の確保・育成	質の高い人材の確保	スタッフの採用時において、質の高い介護サービスを提供できる人材の確保を主眼としている。	A	A	
		継続的な研修の実施	採用時研修・フォローアップ研修等を実施しており、スタッフは、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。	B	B	
		OJTの実施	スタッフが業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパーバイズ(指導・助言)を行う体制がある。	B	A	
	小 計(A = 2点、B = 1点、C = 0点として点数化のこと)				23	27

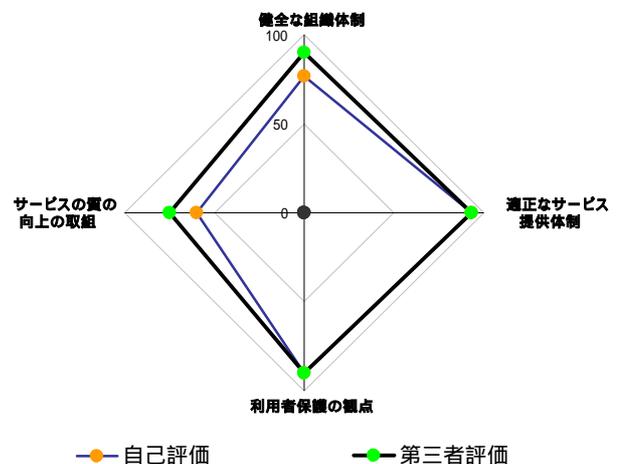
大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
適正なサービス提供体制	(1)サービスの品質の確保	業務マニュアルの作成	事故防止や安全確保を踏まえた業務マニュアルが作成され、スタッフに活用されている。	B	B
		サービス提供に係る記録	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されており、サービス提供を円滑に行うための工夫がされている。	A	A
		確実な情報伝達	スタッフ間の申し送りや情報伝達を確実に行うとともに、重要な事項については、全てのスタッフに伝わる仕組みとなっている。	A	A
		ケアカンファレンス	定期的又は必要に応じてケアカンファレンス(介護検討会)が開催され、意見交換が行われている。	A	A
	(2)個別援助計画	アセスメントの実施	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況、利用者及びその家族の希望等を踏まえたうえでアセスメントを行っている。	A	A
		個別援助計画の作成	アセスメントに基づき、利用者一人ひとりの目標を明らかにした個別援助計画を作成している。	A	A
		専門家等に対する意見照会	個別援助計画の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	A	A
		スタッフの意見の集約	個別援助計画の策定に当たっては、当該利用者に関わる全てのスタッフの意見を取り入れており、共通認識に基づく目標達成が図られている。	A	A
	(3)利用者等の希望尊重	個別援助計画の見直し	定期的又は必要に応じて、個別援助計画の見直しを行っている。	A	A
		利用者・家族の希望尊重	個別援助計画の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、利用者及びその家族の希望を尊重している。	A	A
	(4)衛生管理	希望等を引き出す働きかけ	利用者やその家族が、希望や要望、気掛かりなこと等をスタッフに気軽に伝えたり、相談できる機会を確保している。	A	A
		感染症の対策及び予防	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、スタッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っている。	A	A
	(5)危機管理	事業所内の衛生管理等	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	A	A
		事故・緊急時等の対応	事故や緊急時等における対応等を定めたマニュアルがあり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	A	A
		事故の再発防止等	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止のために活用している。	B	B
小 計(A = 2点、B = 1点、C = 0点として点数化のこと)				28	28

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
利用者保護の観点	(1)利用者保護	人権等の尊重	利用者の人権や意思の尊重について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	B	B
		プライバシー等の保護	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもってサービスの提供を行っている。	B	B
		個人情報保護	利用者の個人情報の保護及び職務上の守秘義務について、スタッフに徹底している。	A	A
		利用者の決定方法	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	A	A
	(2)情報提供	事業所情報等の提供	事業所の概要及びサービス内容について、利用者やその家族にわかりやすく説明を行っている。	A	A
		利用者に係る情報交換	サービス利用時の状況について家族に情報提供を行い、家族から家庭での状況について情報を得る等、情報交換を行っている。	A	A
		開示請求への対応	利用者やその家族から、提供を受けたサービスの内容や費用の明細等について情報開示の請求があった場合には、適切に対応している。	A	A
		地域への情報公開	事業所の運営理念を地域に対して啓発・広報するとともに、事業所の機能・知識等を地域社会に提供している。	A	A
	(3)利用契約	料金の明示と説明	介護サービスの利用に際して必要となる料金について、根拠を明らかにして利用者にわかりやすく説明している。	A	A
		合意書面の作成	サービスの提供開始に当たっては、利用者及び事業者双方の権利・義務を明らかにし、合意の結果を契約書等として書面にしている。	A	A
小 計 (A = 2点、B = 1点、C = 0点として点数化のこと)				18	18

大項目	中項目	小項目	評価項目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
サービスの質の向上の取組	(1)苦情解決	苦情・相談窓口の明示	利用者からの苦情や相談を受けつける窓口及び担当者等が明示され、利用者及びその家族に周知されている。	A	A
		苦情やトラブルへの対応	苦情やトラブルがあった場合には、組織として迅速かつ誠意をもって対応している。	A	A
		第三者への相談機会の確保	公的機関等の窓口相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及びその家族に周知している。	A	A
		苦情に基づくサービスの改善	利用者からの苦情をサービスの向上に役立てている。	B	B
	(2)質の向上に係る取組	利用者満足度の把握	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	B	B
		質の向上に対する検討体制	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、責任者等を含むスタッフ全員が積極的に参加している。	B	A
		評価の意義についての周知	サービス評価を行うことの意義及び評価結果をサービス改善に活かすことが、責任者等を含むスタッフ全員に周知され、理解されている。	B	B
	(3)評価の実施	自主点検の実施	京都府が各事業所に配布している「自主点検表」を活用して、年に1回以上、自主点検を行っている。	B	B
		自己評価の実施	事業所の体制及びサービスの内容に係る自己評価を定期的又は必要に応じて行い、自らが提供するサービスの質の改善に役立てている。	B	B
		第三者評価の受け入れ	客観的なサービス水準の把握のために第三者評価を受け、評価結果を積極的に公表している。	C	A
小 計 (A = 2点、B = 1点、C = 0点として点数化のこと)				12	15

【大項目ごとの点数】

大項目	自己評価	第三者評価結果
健全な組織体制	23	27
適正なサービス提供体制	28	28
利用者保護の観点	18	18
サービスの質の向上の取組	12	15



【達成率換算表】

大項目	達成率			
	自己評価		第三者評価	
健全な組織体制	23/30	77%	27/30	90%
適正なサービス提供体制	28/30	93%	28/30	93%
利用者保護の観点	18/20	90%	18/20	90%
サービスの質の向上の取組	12/20	60%	15/20	75%